



こちら 町長室

**寄居町長
花輪 利一郎**

台風19号について



はじめに、台風19号により、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された地域および住民の皆さまに心からお見舞い申し上げます。

また、被災された皆さまには一日も早く元の生活に戻ることができるよう、祈念しております。

ご存じのとおり、台風19号につきましては、記録的な豪雨により、河川の氾濫や浸水、道路の冠水、さらには土砂災害など、各地で甚大な被害を受けました。

町では、10月11日に「災害警戒本部準備会議」を開き、総合体育館・アタゴ記念館を自主避難所として開設することを決定し、午後5時に開設、翌12日には、「災害警戒本部」を設置するとともに、4カ所の避難所を開設し対応に当りました。その後、さらなる降雨により「災害対策本部」を設置し、避難所を9カ所に増設、合計で502人の町民の方が避難されました。避難された方も、ご自宅にいた方も、不安な時を過ごされたことと存じます。この間、町といたしましては、台風の動向に注視し、最新の情報を収集しながら、町民の安全を第一に考え、対応に当たったところであります。

今回の台風の被害は極めて広範囲にわたり、14都県で『災害救助法』が適用されるなど、これまでに経験したことのないものとなり、寄居町においても、時間当たり62ミリもの雨量を記録しました。これにより、床上浸水が3件、床下浸水が1件、その他土砂の流出による道路の遮断や断水など、町内の各地域で、大きな被害を受けました。現在も生活再建の支援や道路などの復旧に、職員一丸となり懸命に取り組んでいるところであります。

私は、町民の不安をできるだけ軽減し、誰もが安心して暮らせるようにすることが行政の責務と考えております。私たちには自然災害を完全に無くすことはできませんが、「自助・共助・公助」により、被害を最小限に抑えることは可能であると考えております。

今の時代、あらゆる状況を想定しておかなければなりません。「想定外」は通用しない時代であります。日ごろから十分な準備をし、あらゆる状況を想定することで、町民の皆さん的生命、身体、財産をしっかりと守っていく所存であります。

行政インフォメーション information

健 康 **予防接種は計画的に受けましょう！**
health **日本脳炎予防接種のお知らせ**

通常接種

1期(初回2回、追加1回)

- ▶**対象**／3歳から7歳6ヶ月に至るまで
- ▶**接種間隔**／初回接種は6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種は初回接種終了後おおむね1年を経過した時期に1回接種

2期(1回)

- ▶**対象**／9歳以上13歳未満

特例処置

①平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の方

日本脳炎全4回の接種を終えてない場合は、20歳未満の間に、残りの接種を受けることができます。なお、2期の接種については、1期終了後、少なくとも1週間以上、可能であれば5年程度の間隔をあけて接種するのが望ましいとされています。

②平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた方

日本脳炎1期3回の接種を終えていない場合は、9歳以上13歳未満の間に、残りの接種を受けることができます(7歳6ヶ月以上9歳未満で接種すると定期接種扱いとなりますのでご注意ください)。

※特例措置は、平成17年度から平成21年度にかけての日本脳炎の積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逸してしまった人を対象にしたもので、該当する方は、母子手帳などで予防接種歴をご確認ください。お子さんの接種歴により、接種回数・接種方法が異なりますので、接種を希望される場合は、健康福祉課(保健指導班)へお問い合わせください。

ご利用ください！ よりっこワクチンナビ

町では、携帯やスマートフォンから、お子さんの予防接種のオーダーメイドスケジュールが算出できる「よりっこワクチンナビ」を運用しています。計画的な予防接種にご利用ください。

～利用手順～

- ①QRコードまたは<http://yorii-town.city-hc.jp>へアクセス
- ②お子さんのニックネームと生年月日等を登録
- ③接種履歴(※ある場合のみ)と、接種したいコースを選択。自動で専用のオーダーメイドスケジュールを算出します。
- ※登録無料(通信費はご自身の負担となります)

問 健康福祉課(保健指導班)(**581・2121内線211・212**)

行政インフォメーション information

愛のりタクシー共通乗降場

募 集

町 では、タクシー車両を活用した乗り合いによる交通手段である「愛のりタクシー」を運行しています。愛のりタクシーの利便性向上のため、商業・サービス業施設の共通乗降場を募集します。登録を希望する事業者の方は、内容をご確認のうえ応募してください。選考結果は応募者全員に文書で通知します。

応募資格

町内で理容所・美容所、または飲食店等を営業している事業者

応募方法

都市計画課で配布する応募用紙に必要事項を記入のうえ、添付書類と併せて同課へ持参、または郵送、ファックス、Eメールで送信してください(Eメールの件名は「応募 愛のりタクシー共通乗降場」としてください)。なお、応募用紙は町公式ホームページからも取得できます。

添付書類

理容所・美容所の場合は理容所・美容所確認済書、飲食店等の場合は飲食店等の営業許可書の写し

募集期間

11月 11日(月)～29日(金)

※持参の場合、開庁時にご持参ください。
※郵送の場合、11月29日消印有効
※ファックス・Eメールの場合、同日送信有効

選考方法

寄居町地域公共交通活性化協議会で協議のうえ決定します。追加決定した場合は、1月末ごろから利用可能となる予定です。

提出先・問い合わせ

都市計画課 **〒369-1292 住所記載不要**
581・2121内線243、FAX581・1173
Eメール **toshikei@town.yorii.saitama.jp**

11月は「いじめ撲滅強調月間」です！



県 では、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめ問題の根絶に集中的に取り組んでいます。いじめは、被害にあった子どもの心身に深い傷を残します。いじめは重大な人権侵害であり、決して許されません。いじめにあったり、いじめに気が付いたら、一人で悩まず相談や通報をしてください。

問 県青少年課(**048・830・2907**)

○よい子の電話教育相談

子ども専用(18歳以下)
📞 #7300(無料)
📞 0120・86・3192(無料)
保護者専用
📞 048・556・0874
Eメール相談 soudan@spec.ed.jp
毎日24時間対応

○いじめ通報窓口

(小・中・高校生の「いじめ」に関する通報)
県ホームページのいじめ通報窓口
フォームに必要事項を入力してご利用ください。

埼玉県いじめの通報窓口

※この窓口は「いじめ」についての情報提供を受け付けるもので、相談に対する返信は行いません。

※通報された情報は学校に提供します。学校は通報した人がわからないように対応します。

○子どもスマイルネット

📞 048・822・7007
毎日(祝日、年末年始を除く)
午前10時30分～午後6時

○埼玉いのちの電話

📞 048・645・4343
毎日24時間対応

○さいたまチャイルドライン

子ども専用(18歳以下)
📞 0120・99・7777(無料)
毎日
午後4時～9時

13 **Y'Life** 令和元年11月号

12 **Y'Life** 令和元年11月号